

長野県長野地方事務所告示第3号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、平成15年7月17日、次のとおり売りさばき人の名称変更の届出がありました。

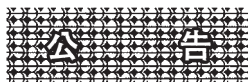
平成15年8月11日

長野県長野地方事務所長 金井 範夫

新名称 長野危険物・防火管理協会

旧名称 長野危険物安全協会

会計課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年8月11日

長野県知事 田中 康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

県政世論調査業務

(2) 役務の特質

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成15年9月2日から平成15年12月24日まで

(4) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に種類及び規模を同じくする世論調査業務を誠実に履行した実績を有する者又は誠実に履行した実績を有する技術者を雇用している者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県経営戦略局広報広聴チーム

電話 026 (235) 7055

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年8月29日 午前11時

イ 場所 長野県庁議会棟405号会議室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成15年8月22日午後5時までに3の場所に提出しなければならない。なお、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明しなければならない。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

詳細は入札説明書による。

広報広聴チーム

公告

長野県監査委員候補者を次のとおり募集します。

平成15年8月11日

長野県知事 田中 康夫

1 趣旨

住民参加による地方自治という新しい時代に対応できる自治体監査を行い、県民主役の県政を推進するため、「住民本位の監査」及び「外部の目による客観的な監査」を実行できる優れた識見及び経験を有する者を監査委員に選任することを目的として、長野県監査委員の候補者を募集します。

2 募集する職種等

募集する職種	募集人員	監査委員の職務内容
監査委員(常勤)の候補者	1名	地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項に規定する地方公共団体の財務に関する事務の執行に係る監査等

3 応募資格

応募は、次に掲げる全ての要件を満たす者が行うことができます。

- (1) 日本国籍を有すること。
- (2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項又は第11条の2の規定に該当しないこと。
- (3) 知事又は副知事と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にないこと。
- (4) 長野県に在住していること、長野県出身であること、過去に長野県に在住し、又は勤務経験があるなど長野県と深い関係があること。
- (5) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 国又は地方公共団体における行政経験を10年程度有すること。
 - イ 国又は地方公共団体における議会の議員を1期以上勤めたことがあること。
 - ウ 企業を経営した経験があるか又は企業の経理部門の責任者を勤めた経験があること。
 - エ 金融機関の勤務経験が10年程度あること。
 - オ 弁護士、公認会計士又は税理士の資格を有すること。
 - カ その他監査委員の職務を遂行するに十分な知識及び経験を有するものと認められること。
- (6) 監査委員在職中は、県内(県庁で勤務することができる場所)で居住することができること。

4 選考方法

知事、副知事及び監査委員3名による監査委員候補者選考委員会を設置し、次のとおり選考します。

- (1) 第1次選考
 - ア 方法(書類審査)
 - (ア) 小論文の評定
 - (イ) 経歴、資格等の審査
 - イ 合格予定人員
10名程度
 - ウ 選考結果の通知
選考結果は、平成15年9月上旬頃に応募した者全員に通知します。
- (2) 第2次選考
 - ア 方法
個別面接(候補者によるプレゼンテーション)
 - イ 日時及び場所
日時及び場所は、第1次選考合格者に通知します。

5 最終合格者の発表

平成15年9月中旬頃に、第2次選考受験者に通知するほか、合格者名を長野県ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp>)に掲載します。

6 監査委員への選任

監査委員の候補者となった者は、議会の同意を得た後、監査委員に選任されます。

7 給与等

- (1) 給与は、特別職の職員等の給与に関する条例に基づき、給料のほか期末手当、通勤手当及び寒冷地手当が支給されます。
- (2) 監査委員に選任されると、地方公共団体の常勤の職員及び再任用短時間勤務職員を兼ねることができません。
- (3) 弁護士資格を有する者は、弁護士法に基づき監査委員の在職

期間中は弁護士の職務を行うことができません。

8 応募手続

(1) 応募方法

次に掲げる書類を長野県経営戦略局人事活性化チーム(〒380-8570: 県庁専用郵便番号 所在地: 長野市大字南長野字幅下692の2)に提出してください。

ア 選考申込書(所定の様式による。)

イ 小論文

次のテーマのいずれかを選択して、所定の様式により、1600字程度にまとめること。

(ア) 住民本位の監査のあり方

(イ) 新しい時代の自治体監査のあり方

ウ 自己PRを記載した用紙(A4版の用紙を用い、体裁及び字数は任意)

エ 長形3号の封筒(80円切手をはり、返信先を明記したもの)2通

(2) 選考申込書等の交付

選考申込書及び小論文の用紙は、長野県ホームページ

(<http://www.pref.nagano.jp>)からダウンロードすることができます。

(3) 受付期間及び受付時間

受付期間は平成15年8月11日(月)から9月1日(月)まで、受付時間は午前8時30分から午後5時までです。(土曜日及び日曜日は閉庁日です。)

なお、郵送による応募は、9月1日(月)までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) 応募の受付の連絡

応募の受付を行った場合には、受領書を送付します。

9 その他

この募集について不明な事項は、長野県経営戦略局人事活性化チーム(電話: 026-235-7032、FAX: 026-235-7395、E-mail: jinji@pref.nagano.jp)に問い合わせてください。

人事活性化チーム

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年8月11日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成15年8月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 慈千会

3 代表者の氏名

足立千恵子

4 主たる事務所の所在地

東筑摩郡波田町下原9465番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び、障害福祉に関する事業を行い、特に

高齢者をはじめとするすべての人々がお互いに協力しあい住み慣れた地域で、その人らしい生活を送るために、安心して安全に暮らせるまちづくりに寄与し、地域社会の発展と共に心豊かな高齢社会を構築していくことを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年 8月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年 7月31日
2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ニコニコ村
3 代表者の氏名
原 健 治
4 主たる事務所の所在地
茅野市米沢192番地3
5 定款に記載された目的

この法人は、次に掲げる事を目的とする。

- (1) 介護サービスを通して、老人や不登校児童等の自立を促す。
(2) 行政などのアンケート代行サービスと情報発信を通して、市民の啓蒙を図る。

生活文化課NPO活動推進室

公告

県営猫又池地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成15年 8月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 縦覧に供する書類
県営猫又池地区土地改良事業計画書の写し
2 縦覧の期間
平成15年 8月12日から 9月 8日まで
3 縦覧の場所
長野市役所

土地改良課

公告

県営荏沢地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成15年 8月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 縦覧に供する書類
県営荏沢地区土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧の期間
平成15年 8月12日から 9月 8日まで
3 縦覧の場所
更埴市役所

土地改良課

公告

県営坪野地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成15年 8月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 縦覧に供する書類
県営坪野地区土地改良事業計画書の写し
2 縦覧の期間
平成15年 8月12日から 9月 8日まで
3 縦覧の場所
栄村役場

土地改良課

正 誤

平成15年 7月17日付け公告(大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による変更の届出の公告)中

ページ 行(箇所)

13 左欄表中

誤

(変更前)

Table with 3 columns: 小売業者, 開店時刻, 閉店時刻. Rows include (株)マルトシ, (有)旭テレビ商会, (株)ワッツ, 木下真由美, (株)ビルト, 小林由美子.

正

(変更前)

Table with 3 columns: 小売業者, 開店時刻, 閉店時刻. Rows include (株)マルトシ, (有)旭テレビ商会, (株)ワッツ, 木下真由美, (株)ビルト, 小林由美子.